

議第6号

下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設設置条例の一部を  
改正する条例について

下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設設置条例の一部を改正する条例を、別紙の  
とおり定める。

令和6年2月22日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設建設工事の工期延期等の影響により、当該  
条例の一部を改正するもの。

## 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設設置条例の一部を改正する条例

下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設設置条例（令和5年下呂市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、<u>令和6年6月1日</u>から施行する。</p> <p>（下呂市子育て広場条例の廃止）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（準備行為）</u></p> <p>3 <u>指定管理者に公の施設の管理を行わせるための準備行為は、この条例施行前においても行うことができる。</u></p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、<u>令和6年4月1日</u>から施行する。</p> <p>（下呂市子育て広場条例の廃止）</p> <p>2 （略）</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

# 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設設置条例の一部を 改正する条例要綱

### 1. 改正理由

下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設建設工事の工期延期等の影響により、当該条例の一部を改正するものです。

### 2. 概要

(1) 条例施行日を令和6年4月1日から令和6年6月1日に改めます。

(附則第1項関係)

(2) この条例の施行の前に指定管理者に公の施設の管理を行わせるための準備行為を行わせることができるものとします。

(附則第3項関係)

